

議案第六十六号

令和6年度港区指定文化財の指定について

令和六年十月十六日

港区教育委員会

令和6年10月16日
教育委員会議案資料 No. 2

令和6年度港区指定文化財の指定について

審議内容

港区文化財保護審議会から答申を受けた、次の有形文化財について、港区文化財保護条例第4条の規定に基づき、港区指定文化財に指定します。

1 答申

港区文化財保護審議会から、「港区指定文化財として指定するにふさわしい文化財です」と別添答申を受けたため、港区指定文化財に指定します。

2 指定文化財

- (1) 種 別 有形文化財 考古資料
名 称 増上寺徳川将軍墓 礫石経 40,331点
所 有 者 宗教法人増上寺
所在の場所 港区芝公園4丁目7番35号
- (2) 種 別 有形民俗文化財
名 称 麻布本村町会 麻布氷川神社祭礼関連資料 17点
所 有 者 麻布本村町会
所在の場所 港区南麻布3丁目3番36号

3 周知方法（予定）

- (1) 広報みなど 11月1日号に掲載
(2) ミナトマンスリー 12月号に掲載
(3) 港区ホームページ 11月1日に掲載
(4) 港区立郷土歴史館ホームページ 11月1日に掲載
(5) X（旧Twitter）他 SNS 11月1日に発信

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年10月 中旬 教育委員会告示
10月28日 区民文教常任委員会報告

別添

令和6年9月30日

港区教育委員会
教育長 浦田 幹 男 様

港区文化財保護審議会
会 長 松 本 健

令和6年度港区指定文化財について(答申)

令和6年7月29日付6港教教文第434号で諮問のあった文化財について、当審
議会は別紙のとおり答申いたします。

令和6年度港区指定文化財について(答申)

- (1) 種 別 有形文化財 考古資料
名 称 増上寺徳川将軍墓 礫石経 40,331点
所 有 者 宗教法人増上寺
所在の場所 港区芝公園4丁目7番35号

港区指定文化財として指定するにふさわしい文化財です。

- (2) 種 別 有形民俗文化財
名 称 麻布本村町会 麻布氷川神社祭礼関連資料 17点
所 有 者 麻布本村町会
所在の場所 港区南麻布3丁目3番36号

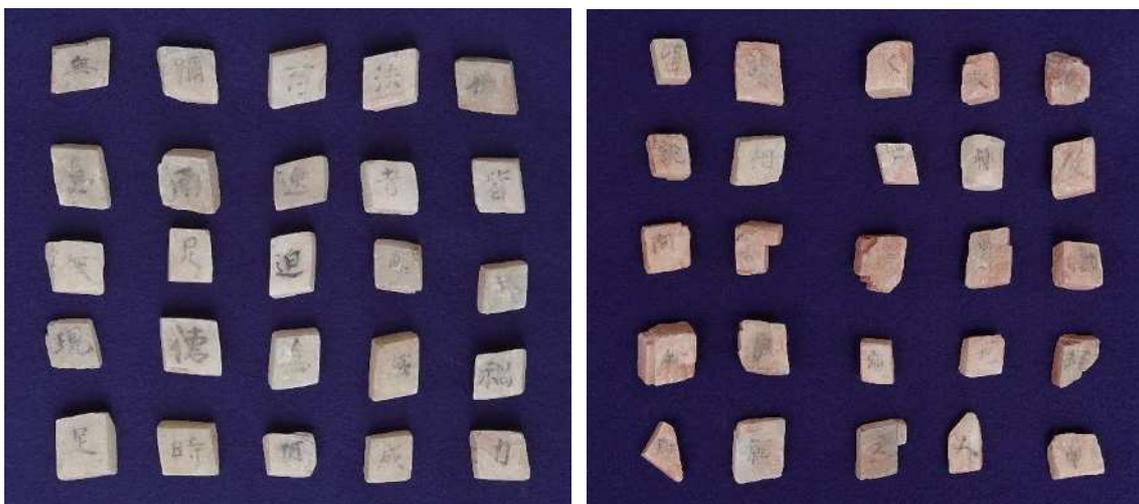
港区指定文化財として指定するにふさわしい文化財です。

有形文化財 考古資料

増上寺徳川将軍墓 礫石経 40,331点

本資料は増上寺の徳川将軍墓から出土した礫石経です。これらは、第二次世界大戦の空襲で多くを焼失した霊廟の改葬に伴い、昭和 33～35（1958～60）年に発掘調査が行われた際、発見されたものです。9代家重（惇信院）・12代家慶（慎徳院）・14代家茂（昭徳院）、それぞれの棺を納める石室とその外側の石槨の間上部に施された溝状の空間に納められていました。発掘調査報告書には9代家重の墓からは12,674点、14代家茂の墓からは約650点出土したとの記載がありますが、12代家慶の墓からの出土点数の記載がなく、実際に出土した総数は不明です。縦・横2cm、厚さ1cmほどの白色もしくは半透明の方解石製で、赤く朱が付着したものもあります。平面に1文字、または数文字が墨書され、片面だけでなく両面に墨書されたものもあります。記された文字は浄土宗の根本経典である浄土三部経（阿弥陀経・無量寿経・観無量寿経）の文字と一致しています。

『徳川実紀』には、日光大黒山に埋葬された3代家光は小石に法華経を、上野寛永寺に埋葬された4代家綱は水精（水晶）に1文字の経を記して墓所に納めたとあるものの、どちらも未調査で実物を確認できていません。9代家重・12代家慶・14代家茂の墓から実際に出土したこれらの礫石経からは、徳川将軍家の葬送文化の一端を知ることができます。空襲による焼失を免れた門や燈籠等と同じく、今は失われてしまった徳川将軍家の墓所を構成するものであり、文献資料の記述も少ない徳川将軍家の葬送文化の実態を知ることができる貴重な考古資料です。



9代家重（惇信院）・12代家慶（慎徳院）・14代家茂（昭徳院）墓出土礫石経

有形民俗文化財

麻布本村町会 麻布氷川神社祭礼関連資料 17点

麻布本村町会が所有する、麻布氷川神社の祭礼に関連する資料類です。江戸後期から昭和初期にかけての資料で、氏子町である麻布本村町（里俗の地名は上ノ町と新町）で用いられた山車人形 2体（素戔鳴命・武内宿禰）、高欄 2基、飾り幕 2枚、木造獅子頭 1対、扁額 2面、祭礼行列図扁額 1面、等からなります。

江戸時代、麻布氷川神社では山車を仕立てた巡行行列が数年～数十年の中絶期間を経て断続的に行われました。幕府の支援を受けて行われた山王祭、神田祭とは異なり、氏子町の資金力に依拠し、一定の祭礼資金が見込める時期に行われたものと考えられています。

近代以降、祭礼で人形山車が曳かれる機会は減り、山車人形は神酒所に飾られるようになります。麻布本村町会会館でも毎年9月の祭礼の時期に神酒所を設け、山車人形や獅子頭を中心とした祭礼飾りを行っています。山車人形の素朴な作りは地域的特色を反映しており、後世の修理を経ながらも当初の姿をとどめています。付属する飾り幕や扁額には年代や奉納者が記されています。また雌雄の獅子頭は丁寧で力強い造作で、頭上に彫られた銘（「彫工 後藤三四郎 橘恒俊」）により関東彫工の一派による作品であることが分かります。また昭和10(1935)年の祭礼行列図からは、人形山車中心の祭礼から神輿中心の祭礼へと移行する様子や、獅子頭山車の巡行など、昭和初期の様子を知ることができます。

これらの資料は江戸時代から近現代にいたる祭礼の変遷を示すものであり、麻布地域の信仰や民俗を知る上でも重要です。麻布氷川神社の氏子町である麻布本村町内に今日まで大切に伝えられ、現在も祭礼で使用されている点においても貴重な文化財といえます。



港区文化財保護条例 抜粋

(指 定)

第四条 委員会は、区の区域内に存する有形文化財(法第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定されたもの又は都条例第四条第一項の規定により東京都指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、区にとって重要なものを港区指定有形文化財(以下「区指定有形文化財」という。)に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者の判明しない場合は、この限りでない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知して行う。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。
- 5 第一項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該区指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。